

『特別養護老人ホーム 紅葉川荘』

「指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」

重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(備前市指定 第 3391100041 号)

当施設はご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも入所は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 施設経営法人
2. ご利用施設
3. 居室の概要
4. 職員の配置状況
5. 当施設が提供するサービスと利用料金
6. 施設を退所していただく場合(契約の終了について)
7. 事業者及びサービス従事者の義務
8. 守秘義務
9. 個人情報の保護について
10. 残置物引取人
11. 事故発生時の対応について
12. 苦情の受付について
13. 第三者による評価の実施状況

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 東備福祉会
(2) 法人所在地 岡山県備前市吉永町神根本61番地6
(3) 電話番号 0869-84-9511
(4) 代表者氏名 理事 橋 正 勝
(5) 設立年月 平成21年 9月 7日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」
備前市指定 3391100041号
(2) 施設の目的 入浴、排泄、食事等の介護その他、日常生活上の世話をを行うことで利用者の心身機能の維持並びに利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る
(3) 施設の名称 特別養護老人ホーム 紅葉川荘
(4) 施設の所在地 岡山県備前市吉永町神根本61-6
(5) 電話番号 0869-84-9511 / FAX 0869-84-4113
(6) 管理者氏名 橋 正 勝
(7) 開設年月 平成22年7月1日
(8) 入所定員 29人(ユニット2 : 9名、ユニット3 : 10名、ユニット4 : 10名)

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則として個室です。

居室・設備の種類	室数	備考
個室	36室 (ショート7室含む)	各室洗面所・トイレ設置
合 計	36室	
食堂	4室	各ユニットに1室(ショート含む)
多目的スペース	1室	
浴室	5室	特殊浴槽、一般浴槽
医務室	1室	
静養室	1室	
トイレ	4室	各ユニットに1室(ショート含む)

※上記は、厚生労働省が定める基準により、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に設置が義務づけられている施設・設備です。

☆居室の変更

- (1) ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家

族等と協議のうえ決定するものとします。

(2)居室の利用に当っては、介護保険の基準サービスとならないため別途利用料金をご負担いただきます。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	配置人数	指定基準
1. 管理者	1名	1名
2. 介護職員	()名	12名
3. 生活相談員	1名以上	1名
4. 看護職員	1名以上	1名
5. 栄養士	()名	1名
6. 介護支援専門員	1名	1名
7. 医師	非常勤	(1名)
8. 事務員	1名以上	1名

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制
1. 医師	毎週1回 13:00~14:00
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早出:07:00~16:00 4名 遅出:10:00~19:00 4名 夜間:17:00~09:00 2名
3. 看護職員	日中:08:30~17:30 1名
4. 生活相談員	日中:08:30~17:30 1名

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、(1)(2)があります。

- | |
|---|
| (1)利用料金が介護保険から給付される場合
(2)利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

(1)介護保険の給付の対象となるサービス(契約書第3条参照)

以下のサービスについては、居住費、食費を除き介護保険負担割合により介護保険から給付されます。

＜サービスの概要＞

① 食 事

- ・ 当施設では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間) 朝食:8:00～ 昼食:12:00～ 夕食:18:00～

② 入浴

- ・ 入浴又は清拭を週2回以上行います。寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③ 排泄

- ・ 排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 機能訓練

- ・ ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤ 健康管理

- ・ 医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥ その他自立への支援

- ・ 寝たきり防止の為にできる限り離床し、生活のリズムを考え、毎朝・夕の着替えを行います。
- ・ 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

・

＜サービス利用料金(1日あたり)＞(契約書第5条参照)

- 1) 下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)と居住費及び食費に係る標準自己負担額の合計金額をお支払いいただくこととなります。(サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度・負担割合に応じて異なります。)

負担限度額第2段階

課税年金収入額と非課税年金収入額と合計所得金額が年間80万円以下の方(世帯全員が市町村民税非課税者)

ご契約者の介護度	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
1、サービス利用金額	682円	753円	828円	901円	971円
2、夜勤配置加算(Ⅱ)	46円	46円	46円	46円	46円
3、日常生活継続支援加算(Ⅱ)	46円	46円	46円	46円	46円
4、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	108円	118円	129円	139円	149円
5、サービス利用に係る負担額 (1~4計)	882円	963円	1,049円	1,132円	1,212円
6、食事提供費	390円				
7、居住費	880円				
8、自己負担合計(5+6+7)	2,152円	2,233円	2,319円	2,402円	2,482円

負担限度額第3段階①

年金収入額等の合計所得金額が年間80万円超120万円以下の方(世帯全員が市町村民税非課税者)

ご契約者の介護度	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
1、サービス利用金額	682円	753円	828円	901円	971円
2、夜勤配置加算(Ⅱ)	46円	46円	46円	46円	46円
3、日常生活継続支援加算(Ⅱ)	46円	46円	46円	46円	46円
4、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	108円	118円	129円	139円	149円
5、サービス利用に係る負担額 (1~4計)	882円	963円	1,049円	1,132円	1,212円
6、食事提供費	650円				
7、居住費	1,370円				
8、自己負担合計(5+6+7)	2,902円	2,983円	3,069円	3,152円	3,232円

負担限度額第3段階②

年金収入額等の合計所得金額が年間120万円超の方(世帯全員が市町村民税非課税者)

ご契約者の介護度	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
1、サービス利用金額	682円	753円	828円	901円	971円
2、夜勤配置加算(Ⅱ)	46円	46円	46円	46円	46円
3、日常生活継続支援加算(Ⅱ)	46円	46円	46円	46円	46円
4、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	108円	118円	129円	139円	149円
5、サービス利用に係る負担額 (1~4計)	882円	963円	1,049円	1,132円	1,212円
6、食事提供費	1,360円				
7、居住費	1,370円				
8、自己負担合計(5+6+7)	3,612円	3,693円	3,779円	3,862円	3,942円

負担限度額第4段階

上記の2段階・3段階に該当されない方

ご契約者の介護度	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
1、サービス利用金額	682円	753円	828円	901円	971円
2、夜勤配置加算(Ⅱ)	46円	46円	46円	46円	46円
3、日常生活継続支援加算(Ⅱ)	46円	46円	46円	46円	46円
4、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	108円	118円	129円	139円	149円
5、サービス利用に係る負担額 (1~4計)	882円	963円	1,049円	1,132円	1,212円
6、食事提供費	1,550円				
7、居住費	2,066円				
8、自己負担合計(5+6+7)	4,498円	4,579円	4,665円	4,748円	4,828円

ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。

要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせてご契約者の負担額を変更します。

2)ご契約者が、6日以内の入院又は外泊をされた場合に1日当りお支払いいただく利用料金は、下記の通りで

す。(契約書第 19 条、第 22 条参照)

1. サービス利用料金	2,460 円
2. うち、介護保険から給付される金額	2,214 円
3. 自己負担額(1-2)	246 円

3) その他の介護報酬加算について

○初期加算 1日につき 30 単位(本人負担30円)を加算します。(負担割合:1割の場合)

・入所した日から起算して 30 日を限度として 1日 30 単位(本人負担30円)を加算します。30 日を越える病院又は診療所への入院後に再度入所した場合は 30 日を限度として 1日 30 単位(本人負担30円)を加算します。

○配置医師緊急時対応加算 入所者に急変が生じた場合等の対応について、配置医師による駆けつけ対応を実施した場合

・325円/回(通常の勤務時間以外の場合:早朝・夜間及び深夜を除く)

・650円/回(早朝・夜間の場合)

・1,300円/回(深夜:午後10時から午前6時までの場合)

○退所時情報提供加算 250円/回(入院時等の医療機関への情報提供をした場合算定する。

1人につき 1 回限り)

○協力医療機関連携加算 100円/月(協力医療機関との連携による加算を算定)

○特別通院送迎加算 594円/月(定期的かつ継続的に透析を必要とする入所者に対し、月 12 回以上の送迎を行った場合に算定)

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス(契約書第 4 条、第 5 条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

① 特別な食事・飲物(酒を含みます。)

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事・飲物(酒を含む)を提供します。要した費用の実費

② 理髪

月に 1 回程度、理容師の出張による理髪サービス(調髪)をご利用いただけます。

利用料金:1 回あたり 2,100 円 ~

③ 貴重品の管理

- ・ ご契約者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。

* 保管管理＝施設長 * 利用料＝無料

④ レクリエーション、クラブ活動

- ・ ご希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料＝材料代等の実費をいただきます。

	行事とその内容
1 月	1日…お正月(おせち料理をいただき、新年を祝います。)
2 月	3日…節分(施設内で豆まきを行います。)
3 月	3日…ひなまつり(おひなさまをつくり飾りつける。)
4 月	上旬…桜見物(桜見物をして散策や摘み草を楽しむ。)
	以下省略

2) クラブ活動

(材料代等の実費をいただきます。)

⑤ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できます。

⑥ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

クリーニング 実費

おむつ代は介護保険給付対象となっておりますのでご負担の必要はありません。

⑦ 電気代

テレビ等の電化製品を居室に置かれる場合は、1品につき 50 円／日に徴収させていただきます。

⑧ おやつ代

100 円／1 日 徴収させていただきます。

⑨ 契約書第 20 条に定める所定の料金

1) ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から

現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金は下表になります。

ご契約者の要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
料金(1日当り)	8,820 円	9,630 円	10,490 円	11,320 円	12,120 円

2)居室費 1日当り 2,066 円 食費 1日当り 1,550 円(内訳 朝 400 円 昼 600 円 夕 550 円)

(3) 利用料金のお支払い方法(契約書第 5 条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月 20 日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

ア. 紅葉川荘の窓口にて支払い
イ. 金融機関より当施設口座へ振り込み
振込先
備前日生信用金庫 吉永支店 普通口座 310145 福)東備福社会

(4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

① 協力医療機関

医療機関の名称	備前市国民健康保険市立吉永病院
所在地	備前市吉永町吉永中563-4
診療科	内科、整形外科、外科、泌尿器科、眼科

② 協力歯科医療機関

医療機関の名称	おおなる歯科医院 (院長 中宗 薫)
所在地	岡山県和气町父井原1666

6. 施設を退所していただく場合(契約の終了について)

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくこととなります。(契約書第 14 条参照)

- ① 介護度が自立又は要支援と判定された場合
- ② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ ご契約者から退所の申し出があった場合(詳細は以下をご参照下さい。)
- ⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合(詳細は以下をご参照下さい。)

(1)ご契約者からの退所の申し出(中途解約・契約解除)(契約書第 15 条、第 16 条参照)

契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご契約者が入院された場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2)事業者からの申し出により退所していただく場合(契約解除)(契約書第 17 条参照)

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所していただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが6か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご契約者が連続して3か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ ご契約者が介護老人保健施設に入所するかしくは介護療養型医療施設に入院した場合

(3) 契約者が病院等に入院された場合(契約書第 19 条参照)

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

①検査入院等、6日間以内の短期入院の場合

6 日以内に退院された場合は、退院後再び施設に入所することができます。
但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。
(246 円/日。入院日～6 日目まで)(居住費 2,066 円)

②7日間以上3ヶ月以内の入院の場合

3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。この場合、入院期間中の所定の利用料金をご負担いただく必要はありません。

③3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

(4)円滑な退所のための援助(契約書第 18 条参照)

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

なお契約者が退所後在宅に戻られる場合には、その際の相談援助にかかる費用として 460 円(介護保険から給される費用の一部)をご負担いただきます。

7. 事業者及びサービス従事者の義務(契約書第 7 条参照)

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。

③ご契約者が受けている要介護認定の有効期間満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。

④ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。

⑤ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。

ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。

8. 守秘義務(契約書第8条参照)

事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。

ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。また、ご契約者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

9. 個人情報の保護について

介護サービス提供に必要なために、利用者及びそのご家族等の個人情報を用いる場合には、社会福祉法人東備福祉会が定めた個人情報取扱規程及び個人情報保護に対する基本方針に基づいて適正な取り扱いを行います。

1. 利用期間

介護サービス提供に必要な期間及び契約期間に準じます。

2. 利用目的

- (1) 介護保険における介護認定の申請及び更新、変更のため
- (2) 利用者に関わる介護計画(ケアプラン)を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供のため

- (3) 医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体(保険者)その他社会福祉団体等との連絡調整のため
- (4) 利用者が、医療サービスの利用を希望している場合および主治医等の意見を求める必要のある場合
- (5) 利用者の利用する介護事業所内のサービス担当者会議のため
- (6) 行政の開催する評価会議、サービス担当者会議
- (7) その他サービス提供で必要な場合
- (8) 上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合

3. 使用条件

- (ア) 個人情報の提供は必要最小限とし、サービス提供に関わる目的以外決して利用しない。また、利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らさない。
- (イ) 個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、請求があれば開示する。

10. 残置物引取人(契約書第 21 条参照)

契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることはありません。

ただし、入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持品(残置物)をご契約者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。(契約書第 21 条参照)

当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

また、引渡しにかかる費用については、ご契約者又は残置物引取人にご負担いただきます。

※ 入所契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入所契約を締結することは可能です。

11. 事故発生時の対応について

発生した事故は事故発生責任が当施設にあるか否かに関わらず、事故の内容にもよりますが、次のように対応します。

1. 事故発生(発見)直後は救急搬送の要請など、利用者の生命・身体の安全を最優先します。
2. 利用者の生命・身体の安全を確保したうえで、速やかに家族等に連絡を取り、その時点で明らかになっ

ている範囲で事故の状況を説明する。その間に施設の管理者、及び看護・介護の責任者へ連絡を取り、家族等も含めて当面の対応を協議する。なお、事故の内容によっては、事故現場等を保存する必要もある。さらに市町村への連絡を行うことが必要な場合もあり得ます。

3. 事故に至る経緯、事故の様態、事故の経過、事故の原因等を整理・分析する。その際には、アセスメントの実施から施設サービス計画書等の作成までの一連の過程やそれに基づくサービス提供に関する記録等に基づいて行うようにします。
4. 利用者や家族に対し、3.の結果に基づいて事故に至るその他の事情を説明する。
5. 事故の原因に応じて将来の事故防止対策を検討する。また事故責任が当該施設等にあることが判明している場合は、損害賠償を速やかに行います。

12. 苦情の受付について(契約書第 23 条参照)

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口(担当者)

[職名] 生活相談員 戸田 久志 介護支援専門員 村上海斗

○受付時間 毎週月曜日～日曜日 8:30～17:30 TEL 0869-84-9511

(2) 行政機関その他苦情受付機関

また、苦情受付ボックスを特別養護老人ホーム紅葉川荘の玄関に設置しています。

備前市介護福祉課	所在地 備前市東片上126番地 電話番号 0869-64-1828 FAX 0869-64-1847 受付時間 8:30～17:00
国民健康保険団体連合会	所在地 岡山市北区桑田町 17 番 5 号 電話番号 086-223-8811 FAX 086-223-9109 受付時間 8:30～17:00
岡山県社会福祉協議会 (運営適正化委員会)	所在地 岡山市北区南方2丁目13-1 電話番号 086-226-9400 FAX 086-226-9400 受付時間 9:00～17:00

13. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価 の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		

令和 年 月 日

特別養護老人ホーム(地域密着型介護福祉施設入所者生活介護)サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 特別養護老人ホーム 紅葉川荘

説明者職名 生活相談員 氏 名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始及び個人情報の使用等に同意します。

利用者住所 _____

氏 名 _____ 印

代理代筆者住所 _____

代理代筆者氏名 _____ 印

続 柄 _____

<重要事項説明書付属文書>

1. 施設の概要

(1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 3階建て (2) 建物の延べ床面積 1,761 m²

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員… ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持の相談・助言等を行います。

3名の利用者に対して1名の介護職員を配置しています。

生活相談員…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

1名の生活相談員を配置しています。

看護職員… 主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護・介助等も行います。1名以上の看護職員を配置しています。

介護支援専門員…ご契約者に係る施設サービス計画(ケアプラン)を作成します。

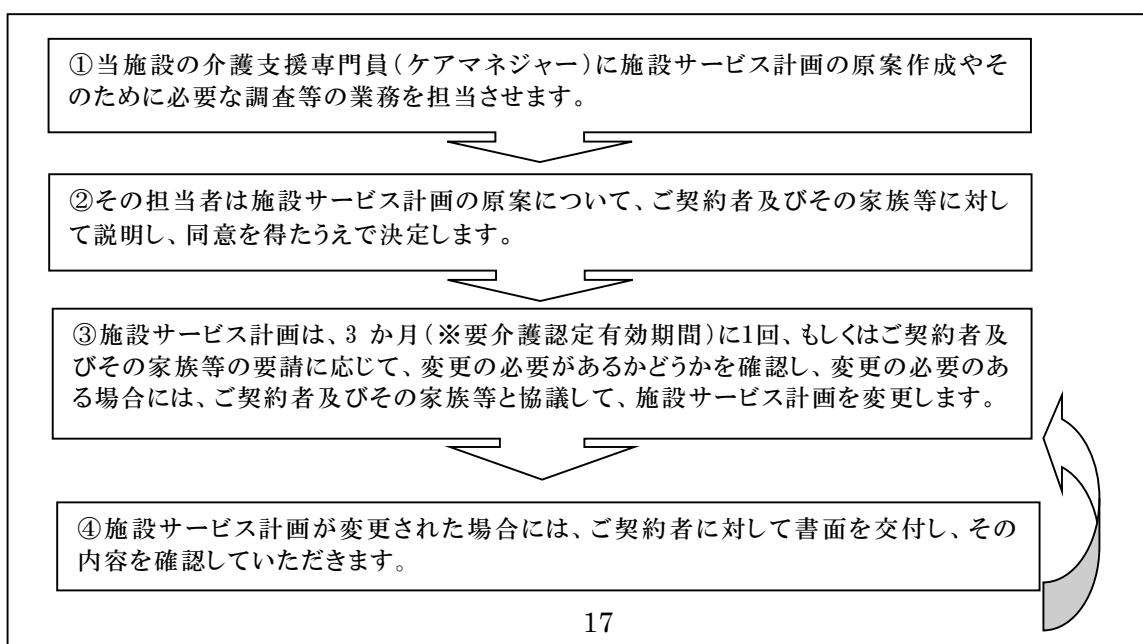
1名の介護支援専門員を配置しています。

医師… ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

1名の医師を配置しています。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画(ケアプラン)」に定めます。「施設サービス計画(ケアプラン)」の作成及びその変更は次の通り行います。(契約書第2条参照)



4. サービス提供における事業者の義務(契約書第7条、第8条、第9条参照)

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者が受けている要介護認定の有効期間満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
また、ご契約者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。
- ⑦介護サービス提供に必要なために、利用者及びそのご家族等の個人情報を利用する場合には、社会福祉法人東備福祉会が定めた個人情報取扱規程及び個人情報保護に対する基本方針に基づいて適正な取り扱いを行います。

5. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

入所にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。

日常生活において必要としない物、他人に明らかに危害が及ぶと考えられる物

(2) 面会

面会時間 8:30～17:30

※来訪者は、必ずその都度職員に届け出てください。(面会簿にご記入ください。)

※なお、来訪される場合、食中毒の恐れのある物および他人、施設に危害を及ぼす物の持ち込みはご遠慮ください。

(3) 外出・外泊(契約書第 22 条参照)

外出泊をされる場合は、必ず事前に連絡下さい。食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。

(4) 施設・設備の使用上の注意(契約書第 10 条参照)

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

6. 損害賠償について(契約書第 11 条、第 12 条参照)

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

